

令和7年度 島根県教育研究会運営方針

【基本方針】

本会は、島根県内国公立小学校・中学校・義務教育学校教育職員の研修の充実と島根県教育の振興発展に寄与することを目的として組織されている（会則第2条、3条）。その目的を果たすために、私たちは国の教育改革の動向や、県・市町村の教育施策等を踏まえながら、各専門部及び市郡研究大会の研究活動が充実するよう支援するとともに、県教委との連携を一層図っていききたい。

本年度から、島根県教育研究大会は発展的解消の形で取りやめることになった。これは、令和6年度の理事評議員会において、教職員の未配置等による業務負担量の増加や、学校数の減少による大会運営の困難さ等から大幅な見直しを求める意見を受けたことに端を発している。これら諸問題に真摯に向き合い、研究推進委員会においての審議、県教研事務局による理事・事務局幹事の意見集約、常任理事会での協議と段階を踏み、県教研大会の在り方について方針が示された。

しかしこれは、単に開催方法を見直したものではない。「新たな教師の学びの姿」に向けて、本来の目的である学校教育職員の研修の充実と島根県教育の振興発展に寄与するため、令和の時代に合った改革として英断されたものである。本年度も全会員が力を合わせ、時代に合った実践的な研究・研修活動を推進したい。

【県教育研究会がめざす取組】

※（参考）令和4年12月中央教育審議会まとめ『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」

高度な専門職である教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されている。既に、審議まとめでは「新たな教師の学びの姿」が次のように示されている。

- 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

これを受けて、教師の学びに充当できる時間が限られている中であって、一人一人の教師の個性に即した、個別最適な学びと協働的な学びを主体的に行っていく。

【事業計画】

1 専門部研究大会、市郡教育研究大会への支援

- 「中四国」（特別支援）8.8 出雲 （（小）体育）10.24 出雲市
- 「A」（音楽）10.17 雲南 （道徳）10.17 益田 （国語）11.14 益田
- 「B」（理科）10.23 安来 （算数・数学）10.24 浜田
- 「C」（キャリア教育）10.28 出雲市
- 「D」（教頭）11.14 江津 （中学校長）11.21 松江市

2 校内・個人研究の情報共有化

○教育論文並びに教育実践記録の募集

優秀な論文等を「大会報告・研究紀要」に掲載し、県教研ホームページに公開するなど、研究成果を公表する。島根県教育センターの協力も得ながら、論文等の募集を通して県内の教育実践の推進と充実に貢献する。

3 島根県教育委員会・教育センター・島根大学等との連携

○各種研究大会における助言・指導を依頼する。